

通達甲(交.処.捜1)第211号

昭和47年12月20日

存 続 期 間

本部関係所属長  
各警察署長 殿

交 通 部 長  
総 務 部 長

ひき逃げ・あて逃げ事件検挙票取扱要綱の制定について

〔沿革〕昭和53年12月 通達甲(交.捜.捜1)第117号

平成 2年 1月 同第1号

5年11月 同(副監.総.企.組)第15号

7年12月 同(交.捜.捜1)第33号

13年11月 同(副監.総.情.企1)第28号

14年 5月 同(副監.交.総.法)第14号

19年 5月 同(交.免本.管1)第6号改正

犯罪統計細則(昭和46年警察庁訓令第16号)の付則3の規定に基づき、このたび、ひき逃げ・あて逃げ事件の被疑者を検挙した場合の統計調査業務が警察庁の電子計算組織で処理されることになったので、その取扱いについては、次のとおり、ひき逃げ・あて逃げ事件検挙票取扱要綱を定め、昭和48年1月1日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

ひき逃げ・あて逃げ事件検挙票取扱要綱

## 第1 目的

この要綱は、ひき逃げ・あて逃げ事件について、捜査遂行上活用度の高い統計資料を得るため、ひき逃げ・あて逃げ事件検挙票(以下「検挙票」という。)の作成および送付の手続等について必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 準拠

検挙票の作成及び送付の手続等については、犯罪統計細則(昭和40年国家公安委員会規則第4号)及び犯罪統計細則(昭和46年警視庁訓令第16号)によるほか、この要綱の定めるところ

による。

### 第3 検挙票の様式

検挙票の様式は、別記様式第1のとおりとする。

### 第4 検挙票の作成

1 検挙票は、次の事件の被疑者を検挙した都度、主たる被疑者について作成すること。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第117条に規定する罪に関する被疑事件
- (2) 道路交通法第117条の5第1号に規定する罪に関する被疑事件
- (3) 道路交通法第119条第1項第10号に規定する罪に関する被疑事件

2 検挙票の作成要領は、交通捜査課長が通知する。

### 第5 検挙票の作成者

検挙票は、被疑者を検挙した者、事故処理に当たった者等の事件の主たる処理を行った警察官が作成すること。

### 第6 検挙票取扱責任者等の指定

#### 1 警察署等

警察署長及び高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）は、事件の捜査を担当する課長（中隊長）又は課長代理（小隊長）を検挙票取扱責任者（以下（取扱責任者）という。）に、同課（隊）員の中から適任者を検挙票審査担当者（以下「審査担当者」という。）にそれぞれ指定しておくこと。

#### 2 本部

交通捜査課長は、交通鑑識第一係長を取扱責任者に、また、同係員の中から適任者を審査担当者にそれぞれ指定しておくこと。

### 第7 検挙票の審査等

1 検挙票を作成した者は、これを速やかに自所属の審査担当者に提出すること。

2 審査担当者は、提出を受けた検挙票の内容を審査して、記載漏れ、誤記等を補正し、審査を終えた検挙票に取扱責任者の決裁を受けること。

### 第8 検挙票の送付

警察署及び高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）の審査担当者は、ひき逃げ・あて逃げ事件検挙票送付整理簿（別記様式第2）に登載し、ひき逃げ・あて逃げ事件検挙票送付書（別記様式第3）に添付し、その都度、速やかに、原則として文書集配便により交通捜査課に送付すること。ただし、島部警察署にあっては、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書郵便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書郵便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付すること。

## 第9 検挙票及び簿冊の保存

交通捜査課及び警察署等の取り扱った検挙票及び検挙票の作成等に関する簿冊は、警視庁文書管理規程（平成13年3月21日訓令甲第6号）に従って保存すること。

## 第10 その他

警察署長等は、死亡及び重傷ひき逃げ事件の発生を認知したときは、警視庁交通事故取扱規程の制定について（昭和37年7月18日通達甲（交・総・管）第45号）の第3の第42条関係の定めによるほか、電話をもって次の事項を速やかに交通部長（交通捜査課交通鑑識第一係経由）に報告すること。

- (1) 発生年月日時及び場所
- (2) 被害者の氏名及び年齢
- (3) 被害程度及び部位
- (4) 被害者の収容先病院名及び電話番号
- (5) 被疑車両に関する資料、遺留品、目撃者等の有無
- (6) 検挙年月日（被疑者を検挙した場合のみ）

## ひき逃げ・あて逃げ事件検挙票

都道府県警察(方面)本部			警察署	
責任者	係	交通 主管課	責任者	係

この票の番号	( : )年 ( : )月 ( : : : )号			
発生地警察署	( : ) 県 ( : : ) 署			
検挙警察署	( : ) 県 ( : : ) 署			
事件種別	( : )	ひき逃げ事件		(4) 無申告事件
		(1) 死亡	(2) 重傷	(3) 軽傷
発生年月日時	平成 ( : )年 ( : )月 ( : )日 ( : )時 (注1)			
検挙年月日	平成 ( : )年 ( : )月 ( : )			
発生から検挙 までの日数	( : )	(1) 2 4 時間以内		(2) 3 日以内
		(3) 7 日以内		(4) 1 0 日以内
加害車両	( : )	大型貨物自動車		大型乗用自動車
		(01) 自家用	(02) 事業用	(03) 自家用
		中型乗用自動車		普通貨物自動車
		(15) 自家用	(16) 事業用	(05) 自家用
主たる被疑者 特定の端緒	( : )	主たるもの		従たるもの
		( : )		( : )
主たる被疑者 の身柄措置	( : )	(1) 現行犯逮捕	(2) 緊急逮捕	(3) 通常逮捕
本票記載事件 に係る事故 (犯罪)の罪名	( : )	(01) 自動車運転 (業務上)過失傷害		(02) 重過失傷害
		(03) 自動車運転 (業務上)過失致死		(04) 重過失致死
		(05) 危険運転致傷		(06) 危険運転致死
主たる被疑者 の送致の区分	( : )	(1) 身柄付送致	(2) 書類送致	(8) 殺人未遂
性別・外国人	( : )	(1) 男	(2) 女	(3) 外国人 男
犯行時の年齢	被疑者 ( : )歳	被疑者氏名	被害者氏名	(4) 外国人 女
運転免許	( : )	(1) あり		無 免 許
		(2) 期限切れ		(3) 取消し
逃走の動機 (2つ選ぶ)	( : )	(1) 主たるもの	(2) 従たるもの	(6) 停止中
証拠隠滅等の 状況	( : )	加害車両の修理・偽装等		
		(01) 自分で修理	(02) 業者に修理委託	(03) 隠 匿
		(04) 売却廃棄	(05) 故意に損傷	(06) その他
暴走族関係	( : )	暴 走 族		(00) 該当なし
		(1) 集団に加入	(2) 集団に不参加	
暴力団等関係	( : )	暴 力 団		(5) ゴロ・総会屋等
		(1) 首領	(2) 幹部	(3) 組員
飲酒状況	( : )	飲 酒 あ り		
		(1) 酒酔い	(2) 酒気帯び 0.25以上	(3) 酒気帯び 0.15以上
この事件の交通 事故統計原票 (本票)番号	月 日	平成 年 月 日作成		(6) 飲酒なし
		番 号	作成者	警電 ( : ) 番
			署 係 氏名	

注1 時刻は24時間制(00時~23時)で記入する。不明の場合は(2:5)時と記入する。



別記様式第3

ひき逃げ・あて逃げ事件検挙票送付書

警署署

送付番号	月No.	送付年月日	年 月 日
------	------	-------	-------

名 称	検 挙 票 番 号	原 票 枚 数
ひき逃げ・あて逃げ事件検挙票	No.            ~ No.	枚

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。